

令和5年

# 第5回 教育委員会

日 時 令和5年6月29日 (木曜日)  
午後4時00分～  
場 所 役場2階 会議室

佐呂間町教育委員会

第5回教育委員会行事経過報告

月 日	行 事 名	時 間	場 所
5月1日	学校教育運営協議会	13:30	佐呂間小学校
5月8日	遠軽地区教育委員会協議会総会及び研修会	15:00	遠軽町
5月15日	第65回全国町村教育長会 総会・研究大会（～16日）	-	東京都
5月18日	校長・教頭会議	16:00	役場会議室
5月19日	第3回臨時議会	10:00	議場
5月22日	オホーツク管内教育委員会協議会教育長部会役員会・総会	13:00	網走市
5月23日	農協酪農部会長寄付来庁	9:00	応接室
5月24日	第1回佐呂間町部活動地域移行検討協議会	18:00	町民センター
〃	佐呂間町部活動地域移行説明会	18:30	町民センター
5月29日	第38回サロマ湖100KMウルトラマラソン実行委員会	14:00	常呂町
5月31日	オホーツク教育局ヒアリング	9:00	町内各校
6月1日	令和5年度植樹祭	10:00	佐呂間町
〃	令和5年度第1回定期監査講評	9:00	応接室
〃	PTA連合会理事会	19:00	佐呂間中学校
6月6日	オホーツク教育局義務教育指導監訪問	10:00	佐呂間町
6月8日	オホーツク教育局義務教育指導監訪問	15:00	佐呂間町
6月12日	パーマ市訪問団表敬訪問、パーマ市訪問団（～23日）	16:00	町内各小学校
6月13日	校長・教頭会議	16:00	会議室
6月15日	校長・教頭会議	10:00	若佐小学校
6月20日	第2回町議会定例会（～21日）	10:00	議場
6月29日	教育委員学校訪問	9:15	町内各校
〃	第5回教育委員会	16:00	会議室

今 後 の 予 定

月 日	行 事 名	時 間	場 所
6月30日	戦没者慰霊祭	10:00	町民センター
7月3日	独立行政法人国立特別支援教育研究所重点課題研究第1回協議会	14:00	教育長室
7月5日	文部科学省初等中学教育局石田特別支援教育課長視察	8:30	佐呂間小学校
7月10日	第1回佐呂間町保小接続カリキュラム開発会議	15:30	町民センター
7月11日	第1回佐呂間町保小接続カリキュラム開発会議	9:00	町内保育所・小中学校
7月14日	令和5年度オホーツク管内教育委員会協議会総会	15:00	オホーツク合同庁舎
7月19日	フォトコンテスト表彰式	9:00	佐呂間高等学校
〃	佐呂間小学校授業配信（若佐及び浜佐呂間小学校へ）（～21日）	10:30	町内各小学校
7月21日	全道教育委員研修会	10:20	札幌市
7月24日	第2回オホーツク管内教育委員会協議会・教育長部会	13:30	北見市役所端野支所
7月25日	遠軽ブロック校長研究会	15:00	遠軽町

議案第1号 奨学金の貸付について(非公開)

議案第2号 佐呂間町佐呂間高等学校支援対策事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令制定について

議案第3号 令和5年度要保護及び準要保護世帯の認定について(非公開)

そ の 他

議 案 第 2 号

佐呂間町佐呂間高等学校支援対策事業補助金  
交付要綱の一部を改正する訓令制定について

佐呂間町佐呂間高等学校学校支援対策事業補助金交付要綱の一部  
を改正する訓令（平成27年教育委員会訓令第4号）の一部を改正する  
訓令を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年6月29日提出

佐呂間町教育委員会教育長 谷 川 敦

佐呂間町佐呂間高等学校支援対策事業補助金交付  
要綱の一部を改正する訓令

佐呂間町佐呂間高等学校支援対策事業補助金交付要綱（平成  
27年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分  
をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分の  
ように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれ  
に対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないも  
のは、これを加える。



別紙

佐呂間町佐呂間高等学校支援対策事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令(新旧対照表)

(平成27年12月教育委員会訓令第4号)

改正前		改正後	
(補助金の申請)		(補助金の申請)	
第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。		第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。	
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5) (略)		(5) 講習会受講費用補助については、講習会受講計画書(別記第6号様式)	
(実績報告)		(実績報告)	
第4条 申請者は、補助事業等が完了したときは、速やかに実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。		第4条 申請者は、補助事業等が完了したときは、速やかに実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。	
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5) (略)		(5) 講習会受講費用補助については、講習会受講費用実績書(別記第7号様式)及び成績・欠席日数証明書、学校長推薦書、宣誓書、受講記録証明書、講習会・宿泊料領収書	
(6) (略)		(6) (略)	
別表(第2条関係)			
種類	交付要件	申請者	補助金額
模擬試験受検料補助	教育長が進路対策のため必要であると認められた模擬試験の受験料	佐呂間高校校長	生徒一人当たり模擬試験1回ごとに受験料の額
資格取得試験検定料補助	教育長が進路対策のため必要であると認められた資格取得	佐呂間高校校長	生徒一人当たり検定試験1回ごとに検定料の額
			備考
			交付要件にある受験料及び検定料は、模擬試験及び資格検定試験を実施する者に対して支払う額とする。
			交付要件にある受験料及び検定料は、模擬試験及び資格検定試験を実施する者に対して支払う額とする。

部活動等遠征費補助	検定試験の検定料 教育長が生徒の対外活動のために必要と認められた部活動等の遠征費用	佐呂間高校校長	生徒会規約、部活動規程、対外活動参加規程、生徒会会計規程に基づき、当該年度に徴収した生徒会費の実績額の1/2以内(1000円未満切捨て、限度額900千円)	購入補助は、対象生徒一人当たり1回限りとする。補助対象者は、令和2年度以降の高校入学者とする。
講習会受講費用補助	講習会受講費用	佐呂間高校校長	1回当たり講習会受講料の全額及び宿泊費の1/2以内(1000円未満切捨て、限度額100千円)(但し、高校が指定する講習会とする。)	講習会受講費用は、対象生徒一人当たり年度内に夏季・冬季の各1回限りとする。補助対象者は、2・3年生で4年制大学への進学を希望し、前年度の全教科の平均評定が3.5以上かつ欠席日数が30日未満であり、佐呂間高等学校長が推薦する者とし、
学習用タブレット端末購入費補助	教育長がICT授業のために活用するタブレット端末を必要と認められた購入費用	佐呂間高校生徒保護者	生徒一人当たりタブレット購入金額以内(但し、高校が指定する端末機種とする。)	購入補助は、対象生徒一人当たり1回限りとする。補助対象者は、令和2年度以降の高校入学者とする。

						かつ、全日程全時間、無遅刻無欠席の者とする。(医師の診断書のある病気欠席を除く。)
--	--	--	--	--	--	---

別記第6号様式 (第3条関係)

講習会受講計画書

番号	受講日	講習会名	受講人数	受講費用 見込額	補助 申請額	備考

別記第7号様式 (第4条関係)

講習会受講費用実績書

番号	学年	組	生徒名	講習会名	受講 費用	補助 申請額	備考
							添付資料別紙 のとおり
							添付資料別紙 のとおり
							添付資料別紙 のとおり

(傍線部分は、改正部分)

附 則

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。